

広島県公有財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第七十二号

### 広島県公有財産管理規則の一部を改正する規則

広島県公有財産管理規則（昭和三十九年広島県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号及び第六号中「又は普通財産」を削る。

第十三条第一項第三号を次のように改める。

三 印鑑証明書及び住民票記載事項証明書又は法人の登記事項証明書

第三十条第一号中「賃借権」の下に「その他財産の使用収益を目的とする権利」を加える。

第三十一条第一項中「課又は地方機関の長」を「課の長」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する貸付けは、第十三条第一項第三号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一 電柱、水道管、ガスパ管その他これらに類するものの設置を目的とする貸付け

二 貸付期間が一年を超えない貸付け

第三十一条第二項及び第三項を次のように改める。

2 課の長は、前項の規定により借受願を受理したときは、その内容を調査の上、別記様式第十四号の二による貸付調書に貸付契約書案その他必要な書類を添え、知事の決裁を受けなければならない。ただし、同項各号の貸付けにあつては、貸付契約書案に代えて別記様式第十六号の二による貸付承諾書案を添付するものとする。

3 課の長は、前項の貸付調書（第一項各号の貸付けに係るものを除く。）の作成に当たつては、財産管理課長と協議しなければならない。

第三十二条第一項中「貸付期間が一月未満であるとき」を「前条第一項各号の貸付けであるとき」に改める。

第三十五条中「更新願を」を「更新願に必要な書類を添付して」を加える。

第三十六条を次のように改める。

（貸付財産の転貸の承諾等の手続）

第三十六条 借受人が、貸付けを受けた財産につき第三十条第一号若しくは第二号の条件の省略若しくは変更又は使用目的の変更の承諾を受けようとするときは、課の長は、当該借受人に別記様式第十九号、第二十号又は第二十一号による承諾願を提出させなければならない。

2 課の長は、前項の承諾願を受理した場合において、当該承諾願に係る契約を変更しようとするときは、知事の決裁を受けるものとする。

3 貸付財産を一時の使用に供することが明らかでない場合又は県が貸し付けた土地の上に存す

る建物その他貸付けを受けた者が権原によつて当該土地に付属させた物件を第三者が取得した場合を除くほか、転貸又は賃借権その他財産の使用収益を目的とする権利の譲渡の承諾をしないものとする。

第三十七条中「代表者若しくはその氏名」を「代表者の氏名」に、「課又は地方機関の長」を「課の長」に改める。

第三十八条第一項中「課又は地方機関の長」を「課の長」に改める。

第四十条第一項中「課又は地方機関の長」を「課の長」に、「返還書を」を「返還書に原状回復の状況が確認できる写真その他必要な書類を添付して」に、「その内容及び貸付財産の実態を調査し、双方確認のうえを」を「必要に応じて貸付財産の実態を調査した上で」に改める。

第四十一条中「電柱及び公衆電話の設置のための場合にあつては三年以下」の貸付け及び」を」の貸付け及び第三十一条第一項第一号の貸付け並びに」に改める。

第四十三条中「を譲渡」を「の譲渡（交換を含む。以下同じ。）を」に改め、第四号から第六号までを次のように改める。

四 第十三条第一項第三号に掲げる書類  
五 随意契約により譲渡する場合（交換する場合を除く。）は、別記様式第二十四号による譲受願

六 交換の場合にあつては、交換により取得する財産の所有者の承諾書その他交換に必要な書類

第四十三条中第七号を第九号とし、同号の前に次の二号を加える。

七 売払代金又は交換差金の延納の願い出があつたときは、別記様式第二十五号による延納願

八 入札により譲渡する場合は、入札場所、入札期日等を記載した書面  
第四十四条を次のように改める。

（財産の引渡し）

第四十四条 普通財産の譲渡をしたときは、課の長は、速やかにこれを引き渡し、当該譲渡の相手方から受領書を徴さなければならない。

第五十四条第二項中「（第六十九条の規定により磁気ディスクをもつて調製する台帳にあつては、記録。以下この章において同じ。）」を削り、同条に次の一項を加える。

3 前二項の場合において、財産の使用許可又は貸付けがあつたときは当該財産の使用許可又は貸付けの期間、相手方及び使用料又は貸付料の額その他必要な事項を、財産の取壊しがあつたときは当該財産の状況及び取壊しの理由をそれぞれ記載するものとする。

第六十七条中「広島県教育委員会事務局の組織に関する規則（昭和六十一年広島県教育委員会規則第三号）」を「広島県教育委員会組織規則（平成九年四月一日教育委員会規則第四号）」に、「広島県教育委員会事務局の組織に関する規則第三章に規定する地方機関及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十条に規定する」を「広島県教育委員会組織規

則第二章第二節に規定する地方機関並びに第三章及び第四章に規定する広島県教育委員会の  
所管に属する」に改める。

別記様式第十六号の次に次の一様式を加える。

様式第 16 号の 2

貸付承諾書

平成 年 月 日

様

広 島 県 知 事

平成 年 月 日付けの財産借受願については、次のとおり貸し付けます。

財産の 表 示	所在	
	明細	
使用目的		
期 間		
貸 付 料		
貸付条件	<p>1 貸付料は、県の発行する納入通知書によって、納期限までに納入すること。          (遅延利息：年 14.5% (ただし、各年の特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。) が年 7.25%の割合に満たない場合には、その年 (以下「特例基準割合適用年」という。) 中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.25%の割合を加算した割合とする。)</p> <p>2 上記用途以外に使用しないこと。</p> <p>3 財産の管理に留意すること。</p> <p>4 財産の使用に伴う第三者からの苦情及び損害賠償請求等については、借受人において処理すること。</p> <p>5 県において必要が生じたときは、この貸付けを取り消すことがある。</p> <p>6 借受人は、県から上記 5 の取消しの通知を受けたときは、異議なくこれを応諾し、自己の費用と負担で必要な措置をすること。この場合において、県は借受人が受けた損失は補償しない。</p> <p>7 土地の返還に際しては、原状に回復すること。</p> <p>8 借受期間満了後、速やかに借受財産返還書を提出すること。</p>	

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第十条、第三十一条、第三十二条、第三十五条から第三十八条まで、第四十条及び第四十一条の規定は、この規則の施行の日以後に受理した借受願に係る契約（更新に係るものを含む。以下同じ。）に係る貸付けであつて契約期間の始期が平成二十八年四月一日以後の貸付けについて適用し、当該貸付け以外の貸付けについては、なお従前の例による。